千葉市ひきこもり相談・支援事業実施要領

- 第1条 この要領は、千葉市ひきこもり地域支援センター事業実施要綱第9条に基づき ひきこもり地域支援センター(以下「センター」という)が実施する相談及び支援事 業について、必要なものを定める。
- 第2条 要綱第4条第1項第1号に定める相談及び支援事業の具体的内容は、次のとおりとする。
 - (1) 対象者からセンターに直接電話又は来所による相談があった場合は、原則として次の手順で行うものとする。
 - ア 電話による相談の場合は、ひきこもり本人又はその家族にセンターへの来所を 促し、面接を行う。面接では、本人の生活状況、精神科受診歴等を確認する。
 - イ アの面接の結果、精神疾患が疑われる場合は、こころの健康センター又は各区 保健福祉センター健康課につなぎ、精神保健福祉相談を受けるよう勧奨する。
 - 精神疾患の疑いがない場合は、次項に定めるケース会議において、支援方針について協議を行う。
 - ウ イの協議に基づく支援方針により、次条に定める支援対応を継続的に行う。 なお、各支援の実施に当たっては、本人及び家族等の同意に基づき実施することとする。
 - エ ウの支援活動の結果や本人の意向等を踏まえ、ケース会議における協議を経 て、適切な関係機関等の紹介を行う。
 - (2) 関係行政機関からセンターに相談又は連絡があった場合は、原則として次の手順で行うものとする。
 - ア 当該機関が把握している本人の生活状況、精神科受診歴等に関する情報を確認 するとともに、対象者がセンターに直接相談するよう連絡を依頼する。
 - イ 対象者からセンターに相談があった場合は、前号のアからエまでの手順に従い 実施する。
 - 2 ケース会議は原則として、センター事業責任者、コーディネーター、こころの健康センター職員及び精神保健福祉課職員により構成し、月2回程度開催するものとする。
 - なお、必要に応じ、当該ケースに関わる機関を交え、個別ケース検討会議を開催 する。
- 第3条 ひきこもりの支援対応については、対象者のニーズや特性に合わせ、関係機関 と相互に連携しながら、以下の支援や活動を行うものとする。

- (1) 電話・面接による相談支援
- (2) 訪問による相談支援
- (3) 関係機関等への同行支援
- (4) 就学支援
- (5) 就労支援
- (6) 生活支援
- (7) 家族等への支援
- (8) その他、相談支援に資する活動
- 第4条 センターは、以下に示す様々な資源を活用して、対象者の特性に応じた支援対 応が滞ることのないよう努めることとする。
 - (1)確定診断に至らないままに精神疾患の可能性がある場合には、各区の健康課等につなぎ、精神保健福祉相談を活用する等により、医療対応等のサポートを行う。
 - (2) 対象者が就学している場合や高等学校等に在籍している場合には、在籍校をはじめとする教育関係機関と連携を図り、対象者に必要な支援の提供に努める。
 - (3) 対象者が18歳未満の場合や、主な相談内容がひきこもり以外の場合は、「子ども・若者総合相談センターLink」等と調整を図る。
 - (4) 区保健福祉センターの保健師、ケースワーカー等、対象者と関係を有する機関 及び支援者等は、対象者とセンター及び関係先との間の調整を行い、個別ケース 検討会議に出席する等、センターによる支援対応が円滑に行われるよう努める。
 - (5) その他、地域の関係機関等との連携により、各対象者の特性に応じたより適切な支援が可能となるよう努める。

附則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。